

第8期 東久留米市介護保険運営協議会（第1回） 会議録

- 1 会議名 第8期 東久留米市介護保険運営協議会（第1回）
- 2 日時 令和3年11月16日（火）午後7時から午後8時15分まで
- 3 会場 東久留米市役所7階 703会議室
- 4 出席委員 奥山委員（会長）、熊野委員（副会長）、後藤委員、永渕委員、輪違委員、中島委員、篠宮委員、島崎委員、堀江委員、赤星委員、白土委員、森田委員、以上12名
- 5 欠席委員 北村委員・浦山委員 以上2名
- 6 事務局 小堀福祉保健部長、田中介護福祉課長、松下係長・桑原主任・木造主任（以上、保険係）、森山係長（介護サービス係）、原田係長・小林主任（以上、地域ケア係）、水村主査
- 7 傍聴人 なし
- 8 次第
  - ※ 開会の前に第8期介護保険運営協議会委員委嘱式あり
  - (1) 開会
  - (2) 第8期委員自己紹介
  - (3) 事務局紹介
  - (4) 会長及び副会長の選任
  - (5) 配布資料の確認
  - (6) 議題
    - 議題1 介護保険運営協議会の概要について
    - 議題2 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
    - 議題3 地域密着型サービスについて
  - (7) その他
  - (8) 閉会
- 9 配布資料
  - 【資料1】 介護保険運営協議会の概要について

【資料 2】 第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要について

【資料 3】 地域密着型サービスについて

## 10 会議録

- (1) 開会（省略）
- (2) 第 8 期委員自己紹介（省略）
- (3) 事務局紹介（省略）
- (4) 会長及び副会長の選任

【事務局】 次第（4）会長及び副会長の選任について。東久留米市介護保険条例施行規則第 48 条の規定により、協議会には会長と副会長を各 1 名ずつ置くこととなる。会長は協議会を代表して会務を総理し、副会長は会長を補佐する。会長及び副会長は委員の互選により決めることとなっているので、ここでまず会長、副会長を選任いただきたい。会長、副会長に立候補、または推薦があれば挙手願う。

【委員】 事務局の意向はあるか。

【事務局】 規則の規定に基づき、委員の互選でお願いしたい。推薦等はないか。

【委員】 第 7 期に引き続き、会長に奥山委員、副会長に熊野委員を推薦したい。

【事務局】 委員より、会長に奥山委員、副会長に熊野委員との推薦があった。他にないならば推薦のとおりとしたい。

（「異議なし」の声あり）

【事務局】 それでは、異議なしということで、会長を奥山委員に、副会長を熊野委員にお願いしたい。それでは、会長、副会長より、それぞれ挨拶を願う。

【会長】 （挨拶）

【副会長】 （挨拶）

【事務局】 介護保険運営協議会は、介護保険条例施行規則第 49 条第 3 項の規定により、会議の公開を原則としている。本日、現在まで、傍聴人はいないが、今後、希望者が来場した場合は傍聴を許可してよいか。

（異議なし）

- (5) 配布資料の確認（省略）
- (6) 議題

### 議題 1 介護保険運営協議会の概要について

【会長】 議題 1 について、事務局より説明願う。

【事務局】 議題1、介護保険運営協議会の概要についてということで、まずは本協議会の位置づけ等について、資料1に沿って説明する。初めに、協議会の設置根拠だが、協議会は東久留米市介護保険条例（以下「条例」という。）第17条の規定により設置され、その具体的な運用については条例施行規則第45条から第49条に規定される。関係法令等については第8期の計画書の124ページに記載している。

次に、介護保険運営協議会の所掌事務については、条例施行規則第45条に列記されている事項が所掌事務である。規則の規定とは別に、ここでは協議会が法令等に規定されている「3つの協議会」の役割を一体的に行っているということを押さえていただきたい。

「3つの協議会」の1つ目は、介護保険運営協議会である。これは、条例第17条に基づき、市の介護サービスの実施状況、その他介護保険に関する適正な運営を確保するために設置されるものであり、条例施行規則第45条の列記事項のうち、市の介護サービスの実施及び運営に関する事項、介護保険事業計画及び老人福祉計画の総合的な策定に関する事項、介護サービスの相談及び苦情への対応その他解決方法に関する事項、その他介護保険事業を円滑に実施するために必要な事項が対応している。2つ目は、地域包括支援センター運営協議会である。これは、介護保険法施行規則第140条の66の、地域包括支援センターは「当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること」という規定に基づくものであり、規則第45条の列記事項のうち、地域包括支援センターの設置に関する事項、地域包括支援センターの公正、中立性の確保に関する事項が対応している。3つ目は、地域密着型サービス運営協議会である。これは、介護保険法第42条の2第5項等の、地域密着型（介護予防）サービスの費用の額を定めるとき、事業者を指定するとき、当該サービスの事業の人員、設置及び運営の基準等を定めるときなどには、「あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置」を講ずること、という規定に基づくものであり、規則第45条の列記事項のうち、市の介護サービスの実施及び運営に関する事項、介護保険事業計画及び老人福祉計画の総合的な策定に関する事項が対応している。

最後に、その他の事項について。まず、(1)委員の任期は3年であり、委員が任期途中で交代する場合の後任者の任期は前任者の残任期間とある。なお、第8期の委員の任期は令和3年10月1日から令和6年9月30日までである。任期中に委員の交代が生じた場合は、委員の選出区分に照らし、後任の委員を市長が委嘱または任命することとされている。

る。次に（２）協議会の開催予定だが、３年度は今回を含めて２回程度、４年度は４回程度の開催を予定している。開催時間は午後７時から８時半、９０分程度を予定している。これまでの通例としては、２月、５月、８月、１１月の４回の開催となっているが、報告を要する事項の状況やその他のスケジュール、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等も踏まえ、通例どおりにはいかない状況が生じることもあるかと思う。最後に（３）会議についてだが、運営協議会の定足数は委員の過半数とされている。審議は原則として公開とされており、傍聴希望者は傍聴可能である。ただし、公開しないことにつき合理的な理由がある場合については非公開にできることとされている。なお、会議録、配付資料については原則として市の公式サイトに公開する。会議の記録保管及び会議録の作成のため、会議の内容を事務局が録音する。以上である。

【会 長】 事務局の説明について、質問等があれば挙手願う。

（挙手なし）

#### 議題２ 第８期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

【会 長】 では、次に議題２について、事務局より説明願う。

【事務局】 議題２の第８期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「８期計画」という。）の概要について説明する。議題１でも述べたが、「介護保険事業計画及び老人福祉計画の総合的な策定に関する事項」は本協議会の所掌事務の一つである。このため、委員各位には今後、令和６年度から８年度までを計画期間とする第９期計画の策定に向けた検討に参加いただくことになるが、まずは現在の８期計画の概要、特に本協議会の今後の展開に関係する部分について、８期計画本編を参照しながらお話する。まず計画３ページ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の位置づけについて。高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画として一体的に策定されるものであり、第５次長期総合計画、地域福祉計画を上位計画とし、関連する市の計画や都の諸計画とも整合を図り、策定されている。計画期間は令和３年度から５年度までである。計画６ページには、本計画が厚生労働省の定める基本指針に則して策定され、関連する法改正・制度改正の内容を踏まえていることを記載している。次に、８期計画の目次を見ながら、計画の構成についてお話する。まず、計画の１ページから２８ページまでの部分は、計画の位置づけや計画の策定の基本事項、計画の基本理念等を記載した〈総論〉、２９ページから８５ページは、計画の基本目標について記載した〈各論Ⅰ〉、８７ページから１２０ページは、８期中の介護サービスの量の見込

み及び保険料等について記載した〈各論Ⅱ〉となっている。次に計画10ページ以降、高齢者を取り巻く現況と課題について見ていただきたい。ここでは、本市における高齢者の現況について記載している。11ページの図表3は、高齢者人口と高齢化率の推移である。本市の高齢者人口と高齢化率の推移を見ると、高齢化率の伸びは比較的緩やかになってはきているものの、平成29年に後期高齢者の人口が前期高齢者の人口を上回って以降、後期高齢者の人口が上昇している。配布資料に記載したが、ここでは「2025（令和7）年」と「2040（令和22）年」（以下、年の表記は元号に統一する。）という年代について押さえていただきたい。令和7年はいわゆる団塊の世代が75歳になるとされる年であり、22年は団塊ジュニア世代が65歳以上になり、日本の高齢化がピークを迎えるとされる年である。この2つの年代は、国の基本指針でも象徴的な年代として位置づけられている年代であり、その年代を見据えて介護保険等のサービスの基盤、人的基盤の整備を検討していくことが必要とされていることから、本協議会でもこの年代を意識した議題も想定される。次に、計画15ページの図表8を見て欲しい。表は要介護（要支援）認定者数の推移を示すが、高齢者人口、特に後期高齢者の人口増加にあわせて認定者数も増加しており、令和7年には7,568人、22年には8,267人と、今後も増え続けていく見込みとなっている。また、計画16ページ図表10を見ると、認定者数の多くを後期高齢者が占めており、図表11のとおり、介護を必要としている高齢者の増加により、介護給付費も令和7年は105億5千9百万円、22年は118億8千4百万円と伸びていく推計になっている。この介護給付費の増加は保険料にも跳ね返ってくる。介護保険制度を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、こうした現状を踏まえた検討が必要である。

次に、計画28ページは、8期計画の理念及び施策の体系について図式化したものである。本計画は「高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり」を基本理念とし、そのための基本方針として2025年を見据えた東久留米市の地域包括ケアシステムの姿（計画22ページ参照）を掲げ、これに即して4つの基本目標を設定している。基本目標については、基本目標1が「介護予防・健康づくり施策の推進のための取組」、基本目標2が「要介護状態や認知症になっても、自分らしい暮らしを続けるための取組」、基本目標3が「共に参加し共に支える、地域ぐるみの体制づくりのための取組」、基本目標4が「持続可能な介護保険サービス等の提供体制を整備するための取組」である。計画29ページ以降の〈各論Ⅰ〉では、8期計画における4つの基本目標のそれぞれに関連する施策について、計画策定時

における現状の分析、課題の抽出等を行い、主な施策と今後の方向性について記載している。本来なら、〈各論Ⅰ〉に記載した各施策の説明をするところであるが、本日は時間に限りもあることから、計画79ページ以降に本計画において重点的に実施する項目として設定された12の施策と、その数値目標について説明する。この数値目標は計画の進捗管理を行う上での指標として活用するものであり、本協議会においても随時、数値目標の達成状況や施策の進捗状況等を報告していくことから、本日は数値目標を設定した施策について各担当から説明する。なお、数値目標を設定している施策の実績値等については、各年度終了後に本協議会において報告する機会を別途で設ける予定である。それでは、担当から数値目標について説明する。

**【事務局】** 計画79ページ、数値目標1、介護予防・生活支援サービスの方向性を見直し。基本目標1、介護予防・健康づくりの施策の推進のための取組に係る施策に位置づけられており、4年度末までに介護予防・生活支援サービスのサービス提供体制について検討し、介護予防と機能回復の効果を一層高めるという観点から、必要に応じて見直しを講じるというものである。次に80ページ、数値目標2、介護予防に資する通いの場の設置数・自主グループへの専門職派遣回数について。こちらも基本目標1に係る施策に位置づけられており、指標①が介護予防に資する通いの場の新規設置数、指標②が自主グループへの専門職派遣回数となっている。7期計画では一般介護予防事業の実施回数を指標としていたが、今後は地域に根差した市民主導の活動が主体となることから、介護予防・フレイル予防の取組の推進を図っていくために、指標を変更した。

**【事務局】** 次に数値目標3、地域密着型サービスの整備数。これについては次の議題3で詳細を説明するため、ここでは説明を省略する。

**【事務局】** 次に81ページの数値目標4、認知症介護者家族会への参加人数については、基本目標2、要介護状態や認知症になっても自分らしい暮らしを続けるための取組に係る施策に位置づけられており、認知症介護者家族会への参加人数を指標としている。認知症施策推進大綱にも、認知症の人へのケアと併せて介護者への支援が挙げられていることから、介護者の孤立を防止するとともに専門職との相談の機会を得ることにより、認知症の人やその家族の視点や意向を取り入れた介護の継続を図っていくため、数値目標としたものである。次に数値目標5は、新規の認知症サポーターの人数である。これも数値目標4と同様、基本目標2、要介護状態や認知症になっても自分らしい暮らしを続けるための取組に位置づけられ、新規の認知症サポーターの人数を指標に設定している。認知症サポー

ターの数を増やしていくことで認知症に対する一層の理解の促進を図ることや、認知症等で困っている人の早期発見に繋げるため支援者を増やすことを目指し、数値目標を設定して推進していく。次に82ページの数値目標6、在宅療養に関する研修会の開催回数については、基本目標3、共に参加し共に支える、地域ぐるみの体制づくりのための取組に位置づけられており、在宅療養に関する研修会の開催回数を指標としている。医療や介護関係者及び市民の方に在宅療養について正しい知識を普及することが求められていることを踏まえ、数値目標として設定した。続いて数値目標7、みまもり協力員の活動回数は、みまもり協力員の活動回数を指標としている。みまもり協力員の活動は、支援が必要な高齢者を早期に発見し、把握することにもつながる。一人暮らし高齢者の増加に伴い、地域の住民の方による緩やかな見守りの重要性が増していることから、こちらの数値目標を設定しているところである。次に83ページ、数値目標8、地域ケア会議の開催回数は、基本目標3に位置づけられており、生活圏域ごとの地域課題を発見し、地域における高齢者の生活支援サービスの創設や、地域における支え合いの体制づくりの推進につなげるため、数値目標を設定している。

**【事務局】** 次に数値目標9、ケアプラン点検を実施した指定居宅介護支援事業所数は、基本目標4、持続可能な介護保険サービス等の提供体制を整備するための取組のうちの施策1、サービスの質の向上・給付適正化に向けた取組に位置づけている。指標はケアプラン点検を実施した指定居宅介護支援事業所数としている。第7期に引き続き指標として位置づけているものであり、ケアプランの質の向上や給付適正化の推進はもちろん、サービス利用者の自立支援・重度化防止に資するケアプランとなるよう、誰にでも当てはまるプランや、本人、家族の使いたいサービスを位置づけていくのではなく、その利用者らしい、生活に笑顔が生まれるようなプランの作成・実行・実践を指導している。続いて84ページ、数値目標10、介護給付費通知の送付回数は、数値目標9と同様、基本目標4、施策1に位置付けられるものであり、介護給付費通知の送付回数を指標としている。給付費通知は毎年6月から8月に利用した介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業の給付について、内容等に誤りがないか等を利用者が確認することを目的に、サービス利用者に通知を送付するものであり、今年度は11月末に発送予定で準備をしている。

**【事務局】** 次は、数値目標11、介護人材の確保に向けた事業の参加者数についてである。基本目標4のうち、施策2、介護人材の確保・事業の効率化に向けた取組に位置づけられている。令和元年度より実施している「介護のしごと入門研修」はこれまで介護と関

わりがなかった方も対象とした研修で、研修最終日には「おしごと相談会」を開催して介護事業所とのマッチングを行うことで、介護人材のすそ野を広げることを目的としている。事業の定員に対し十分な参加者を確保し事業の効果を高めるため、定員比75%の参加者の確保を数値目標とした。

【事務局】 次に85ページ、数値目標12、認定調査員の研修の実施回数・審査会全体会の実施回数である。基本目標4、施策3の要介護（要支援）認定実施体制の計画的な整備に向けた取組に位置づけており、認定調査員新任研修、現任研修の実施回数と、審査会全体会の実施回数を数値目標に設定している。新任・現任研修は要介護（要支援）認定を円滑に行うため、また認定調査員のスキルアップのために実施をしている。審査会全体会は日頃の審査会とは違うメンバーで検討を実施したり、業務分析データを活用して情報共有を行ったりする事業として実施している。数値目標についての説明は以上である。

【事務局】 最後に、配付資料の5、地域包括支援センター（以下「包括」という。）について説明する。まず、計画53ページから55ページ、基本目標3、施策1の包括の課題と今後のあり方として、現状の分析、課題の抽出、今後の方向性を取りまとめている。包括については7期中（平成30年度～令和2年度）において、将来にわたり各包括のサービスの平準化が維持され、高齢者をめぐる高度化する課題に対応し得る体制、いわゆる「新たな体制」を構築し、かつ業務の効率化を図ることにより生産性を向上、維持向上、つまり包括の効果的な運営を行う必要があるとの視点から、第7期の協議会の委員及び庁内の関係部署において検討を進めてきた経緯があり、53ページから55ページについては、この7期中に検討をしてきた内容をまとめてある。この7期中の検討により抽出された課題や方向性を8期中（令和3年度から5年度）で整理するにあたっては、8期協議会の委員各位の意見を伺いながら進めたいと考えている。いわゆる「新たな体制」のスタートを仮に次期第9期計画の初年度となる6年度と見込んだ場合、今後の大まかなスケジュールとしては、次期計画の策定年度（5年度）中の5年12月に作成する次期計画の「素案」に、包括の機能体制の充実に向けた取組内容を反映する必要がある。これを見据え、次回協議会（4年2月を予定）から検討を進めていく。以上である。

【会長】 この件に関して、質問等があれば挙手願う。

（挙手なし）

### 議題3 地域密着型サービスについて

【会長】 次は、議題3について、事務局から説明願う。

【事務局】 議題3、地域密着型サービスについて説明する。内容は、東久留米市地域密着型サービス事業者公募に関わる審査結果の公表についてである。初めに、計画80ページの数値目標3「地域密着型サービスの整備数」を見て欲しい。議題2の説明では省略したが、この施策は基本目標2のうちの施策1、介護サービス、その他在宅生活を支えるサービスの方向性に位置づけられるもので、指標としては8期中における看護小規模多機能型居宅介護の整備数及び認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの整備数としている。資料3に戻っていただきたい。今回の公募についての説明であるが、看護小規模多機能型居宅介護（以下「看多機」という。）とグループホームを1か所整備、という数値目標に即し、グループホームが1ユニット9名、3ユニットの定員27名、看多機が登録定員数29名以下として、3年9月1日に公募を開始した。1次審査（書類審査）・2次審査（プレゼンテーション審査）を実施し、総合評価の結果、グループホームに看多機併設の選定事業者として、株式会社日本アメニティライフ協会が決定した。施設の整備予定は西部圏域の八幡町三丁目で、8期中の6年3月までを開設予定とする。

続いて、新規指定及び廃止についてである。3年度の新規指定は4件あり、いずれも地域密着型通所介護である。地域密着型通所介護と一般のデイサービスとの違いは主に少人数での通所介護という点であり、定員19名以上は一般デイ、18名以下は地域密着型通所介護になる。表の中の上段の2事業所は、定員数を減らし、一般デイから地域密着型通所介護に転換したものであり、下段の2つは新規開設（「樹楽 東久留米」は定員10名で、「レコードブック東久留米下里」は午前・午後の2単位、定員それぞれ10名の施設）である。次に廃止の事業所については、上段の事業所は地域密着型通所介護から一般デイへの転換で、下段の2事業所はグループホームである。グループホームはそれぞれ1ユニット9名の定員であるが、7期中の公募により令和3年3月に新しいグループホームが指定されていることから、現在の市内のグループホームの総定員数は99名となっている。

【会 長】 この件について、質問等はあるか。

【委 員】 グループホームの整備については8期計画においては1か所整備の数値目標となっているとのことだが、8期中はこの1か所で終わりということによいのか。それとも、例えば今後、8期中に廃止する事業所が出てきて、市全体でサービス供給が不足することになった場合等には、この協議会の中で別途に審議することになるのか。

【事務局】 8期計画では看多機及びグループホームそれぞれ1か所の整備としており、今回の公募で看多機及びグループホーム、それぞれ1か所の選定事業者が決定したことか

ら、8期中の追加公募は考えていない。看多機については市内で初めての整備であり、6年3月までの開設に向け、今後協議等を重ねていく。グループホームについては、5事業所、99名の定員のところに、今回のこの公募により1か所（定員27名）の整備予定ということになり、99名プラス27名の126名の定員数ということになる。

【事務局】 補足でお答えする。先ほど資料で、今回の事業の廃止については、8期計画の策定前にすでに決定していたもので、計画も廃止を見込んだものとなっている。今後さらに事業を廃止するグループホームが出ないとは言い切れないが、現在、8期中に新たに廃止との報告を受けている事業所はない。今回の公募により8期中の基本目標は達成見込みであり、8期の介護給付費も数値目標に基づいて設計していることから、今期中の新しいグループホームの整備は考えていない。グループホームを含む地域密着型サービスの整備について今後委員各位に意見を伺うとすれば、次の第9期計画の策定に向けた検討段階においてのこととなるかと思う。

【委員】 今回の廃止等については織り込み済みということで、了解した。

(7) その他

【会長】 以上で本日の議題はすべて終了したが、その他として、委員または事務局から何かあるか。

【事務局】 特にありません。

(8) 閉会

【会長】 それでは、本日の協議会は閉会する。最後に事務局より、次回について。

【事務局】 次回の協議会は令和4年2月の開催を予定している。

閉会時刻：午後8時15分